

告示

埼玉県川越県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和六年三月二十九日

埼玉県川越県税事務所長 黒澤

純

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社小寺	代表取締役 小寺 崇夫	埼玉県朝霞市浜崎三丁目十番十三号	令和六年二月二十九日